

令和8年3月24日

【照会先】

静岡労働局総務部総務課

総務課長 田村 愛

総務企画官 大嶽 欣也

電話 (054)254-6325

報道関係者 各位

## 非違行為者に対する懲戒処分について

静岡労働局（局長 こくぶん かずゆき 國分 一行）は、静岡公共職業安定所職員について、以下の非違行為を理由に、非違行為者に対し、国家公務員法に基づく懲戒処分を行いましたので、概要をお知らせします

### 1 概要

被処分者は、令和7年7月8日午前10時00分頃、担当する雇用保険不正受給に関する調査において、被害者に雇用保険不正に関する十分な調査が終了していないにも関わらず、認めた旨の調査内容をまとめ処分する書類を作成したものの。

### 2 処分年月日

令和8年3月24日

### 3 被処分者の所属及び処分量定

所 属 静岡公共職業安定所

処分量定 減給6月（1／10）

### 4 再発防止策

各所属長に対して、令和7年7月22日及び10月24日付けで、嚴重注意喚起として、職員による公文書の不適切な取扱いの発生について周知し、法令順守及び公務員として信用の失墜をすることのない行動の徹底を指示した。

今後も、各種会議等の機会に綱紀肅正の保持に関して継続的に指示し、再発防止を図ることとしている。